

第 791 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 7 年 11 月 11 日（火）11 時 00 分～

2. 場 所 横浜税関 本関 7 階 大会議室

3. 議 題

【議題 1】 「12 月 6 日(土)及び 12 月 7 日(日)における特別通関業務について」 【資料 1】
(業務部 管理課 野崎課長)

【議題 2】 「輸入申告項目の追加（令和 7 年 10 月 12 日施行）に係る税関ホームページ掲載
Q&A の更新について」 【資料 2】
(業務部 通関総括第 1 部門 高堀統括審査官)

4. 講演

「税関における経済安全保障」 (東京税関 調査部 経済安全保障情報分析センター室)

5. 事務局からの連絡事項等

次回第 792 回通関協議会は、12 月 9 日(火)11:00 の開催を予定しています。
場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

令和 7 年 11 月 6 日
横浜税関 業務部

関係各位

12 月 6 日(土)及び 12 月 7 日(日)における特別通関業務について

よこはま新港合同庁舎の停電作業に伴い、12 月 6 日(土)及び 12 月 7 日(日)
(各日午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分)における特別通関業務については、下
記のとおり、本関 1 階の仮事務所において行いますので、ご留意ください。

記

1. 場所等

- ① 本関 1 階の「業務部 評価部門」を上記期間中における特別通関業務の
仮事務所として使用します。
- ② 庁舎入口は、以下の案内図を参照ください。
(正面玄関はご利用できません。)

2. 入庁・退出時の手続き

【入庁時】

庁舎入口の警備員に社名・入庁目的を伝え、社員証・通関士証票等の身分
証を提示後、来庁者台帳に必要事項(氏名・会社名等)を記入してください。
台帳記入後は、警備員から入庁証(バッジ)を受け取り、胸ポケット部分
に付けて入庁してください。

【退出時】

入庁証を警備員に返却し、退出してください。

3. 連絡先

- ① 仮事務所設置期間の連絡先 : 045-212-6134
- ② 上記期間以外の連絡先 : 045-212-6115

4. 留意点

- ① NACCS を利用した輸出入申告等については、通常どおりのあて先官署・
部門コードとなります。
- ② 貨物確認を実施する場合には、仮事務所まで貨物を持ち込んでいただく
こととなります。ただし、重量物など、仮事務所への持込みに支障があ
る場合には、個別に調整させていただきます。

以上

特別通関部門仮事務所へのアクセス



令和7年10月23日更新

輸入申告項目の追加（令和7年10月施行関係）

【Q & A】

1. 運送先の所在地・名称
2. 通信販売貨物に該当するか否か
3. プラットフォームの名称等
4. その他

令和7年10月

関税局業務課

－ 更新履歴 －

日付	内容
令和6年12月13日	問1-7、1-8、3-3を追加。問3-2を更新。問番号を変更。
令和7年4月7日	問1-1を更新。
令和7年6月13日	問4-1を追加。問1-6、3-2を更新。
令和7年10月9日	問1-9、1-10、4-2、4-3を追加。問1-1、1-3、1-4、1-6、3-2を更新。
令和7年10月23日	問1-11を追加。

－ 目次 －

1. 運送先の所在地・名称	- 1 -
(問1-1) 「運送先」とは、具体的にどの場所について申告すれば良いですか。	- 1 -
(問1-2) 「運送先」は、どのような場合に申告が必要ですか。	- 1 -
(問1-3) NACCSでは「運送先」をどのように申告すれば良いですか。	- 2 -
(問1-4) 運送先が複数ある場合に提出する運送先の一覧は、所定の様式を使用しなければなりませんか。	- 2 -
(問1-5) 輸入申告時点で、運送先が1か所に確定していないものの、複数の運送先のうちいずれかに運送することは決まっている場合、その運送先の候補を全て申告することとしても良いですか。	- 3 -
(問1-6) 運送先の申告に当たっては、運送契約に関する書類を必ず提出する必要がありますか。	- 3 -
(問1-7) 貨物の運送先と輸入者の住所が同じ場合においては、貨物の運送先を(別途) 申告する必要はないとされています。この場合においても、貨物の運送先を共通部に入力して申告することはできますか。	- 3 -
(問1-8) 運送先が複数ある場合において、共通部に入力する主たる貨物の運送先1か所について、所定の様式により提出する運送先の一覧にも(重複して) 記載することはできますか。	- 4 -
(問1-9) 運送場所識別「M」として輸入申告を行い、審査区分として「1」(簡易審査扱い) が付与された場合であれば運送先の一覧のみ提出が必要となるが、輸出入申告等控及び輸出入許可通知書等の「区分」欄の末尾に何か表示されますか。	- 4 -

(問 1-10) 貨物を業として輸入する者が税関に提出した運送先の一覧は、保存しておく必要がありますか。	- 4 -
(問 1-11) 通関業法第 22 条の規定に基づき通関業者が輸入申告書の写しを保存する場合において、輸入申告の際に提出した運送先の一覧は、保存しておく必要がありますか。	- 5 -
2. 通信販売貨物に該当するか否か	- 5 -
(問 2-1) 「通信販売貨物に該当するか否か」については、どのように申告すれば良いですか。	- 5 -
(問 2-2) 「通信販売貨物」とは具体的にどういう貨物ですか。個人が購入する貨物に限られますか。	- 5 -
(問 2-3) 「FS」や「FS利用貨物」とは何ですか。通信販売貨物とは異なりますか。	- 5 -
(問 2-4) 通信販売により輸入した後で、FSを利用して国内販売される貨物は、輸入申告に際して「通信販売貨物」と「FS利用貨物」のいずれとして申告すれば良いですか。	- 6 -
(問 2-5) 「FS利用貨物」と「その他の貨物」の違いは何ですか。	- 6 -
3. プラットフォームの名称等	- 6 -
(問 3-1) 「プラットフォーム」とは、いわゆる通販サイトのことですか。	- 6 -
(問 3-2) NACCSでは「プラットフォームの名称等」をどのように申告すれば良いですか。	- 7 -
(問 3-3) プラットフォームのコードは、どのような体系のコードですか。	- 7 -
(問 3-4) プラットフォームの「名称等」とは何ですか。	- 8 -
(問 3-5) 複数のプラットフォームに係る貨物を取りまとめて輸入申告する場合、「プラットフォームの名称等」はどのように申告すれば良いですか。	- 8 -
4. その他	- 9 -
(問 4-1) 令和 7 年 10 月 12 日に追加される輸入申告項目である「運送先」、「通信販売貨物に該当するか否か」及び「プラットフォームの名称等」について、輸入申告の際に記載を省略できる申告書は何ですか。	- 9 -
(問 4-2) NACCS 更改前(第 6 次 NACCS)に BP 申請をして承認までされました。更改後(第 7 次 NACCS)、IBP を行う場合等で申告変更を行うときはどうすれば良いですか。	- 10 -
(問 4-3) NACCS 更改前に予備申告を行いました。更改後、本申告を行う場合にはどうすれば良いですか。	- 10 -

1. 運送先の所在地・名称

令和7年4月7日更新、同年10月9日更新（下線部追記）

（問1-1）「運送先」とは、具体的にどの場所について申告すれば良いですか。

- 「運送先」は、輸入申告時点の貨物の運送契約に基づく、輸入許可後の国内運送先をいいます。
- 一の貨物について経由地がある場合には、最後の運送先となります。また、1申告中の複数の貨物に係る運送契約において異なる運送先が定められている場合は、それぞれの最後の運送先を全て申告いただくこととなります。（具体的な申告方法は問1-3を参照ください。）
- 輸入申告では、(イ)運送先の所在地と、(ロ)運送先の名称（又は、その運送契約により運送先において貨物の引渡しを受ける者が定められている場合にはその者の氏名若しくは名称）を申告してください。なお、輸入申告時に、輸入後における保税地域から先の運送先が未定の場合（輸入者が自ら直接引き取るために保税地域から先の運送先が未定である場合を含みます。）は、当該保税地域を運送先として申告してください。

（例）運送先の名称：○○倉庫、△△工場、□□港指定保税地域

貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称：個人の氏名、□□商店（商号、屋号）

（問1-2）「運送先」は、どのような場合に申告が必要ですか。

- 全ての貨物について（通信販売貨物以外の貨物についても）申告が必要です。
- ただし、「運送先」が「輸入者の住所」と同じ場合には、運送先の所在地・名称欄への記載は不要です。
- なお、「運送先」は、輸入申告時点の貨物の運送契約に基づいて申告いただくものです。輸入申告（本申告）後に運送先に変更があった場合には、申告内容を訂正していただく必要はありません。ただし、予備申告の時点で申告した運送先が本申告時に変更があった場合には、申告内容を訂正いただく必要があります。
- 輸入申告の時点において、申告した運送先に誤りがあった場合には、運送先以外の申告項目と同様に、申告内容を訂正いただく必要があります。
- また、保税蔵置場への蔵入承認申請（IS）の際には、運送先の申告は不要ですが、保税蔵置場からの蔵出輸入申告（ISW）の際には、申告貨物に係る全ての運送先について申告が必要となります。
同様に、保税工場への移入承認申請（IM）や総合保税地域への総保入承認申請（IA）の際には、運送先の申告は不要ですが、保税工場からの移出輸入申告（IMW）や総合保税地域からの総保出輸入申告（IAC）の際には、申告貨物に係る全ての運送先について

申告が必要となります。

令和7年10月9日更新（下線部追記）

（問1-3）NACCSでは「運送先」をどのように申告すれば良いですか。

- NACCSによる輸入申告の際には、運送先の識別として、1申告中の貨物に係る運送契約において
 - (1)運送先が定められているものの、輸入者の住所と同じ場合（C）
 - (2)運送先が定められていない場合（N）
 - (3)輸入者の住所と異なる運送先が1か所定められている場合（T）
 - (4)輸入者の住所と異なる運送先が2か所以上定められている場合（M）の別に、運送場所識別欄にコードを入力いただくこととなります（括弧内が、運送場所識別欄に入力いただくコード）。
- (1)・(2)の場合は、貨物の運送先を（別途）申告いただく必要はありません。
- (3)の場合には、貨物の運送先を共通部に入力してください。
- (4)の場合には、輸入者の住所と異なる運送先として2カ所以上定められている運送先のうち主たる貨物の運送先1か所を共通部に入力するとともに、運送先の一覧を所定の様式にてMSX業務で提出してください（簡易審査扱い（区分1）の場合も提出（原則、輸入許可後3日以内）が必要となります。）。
なお、何が「主たる貨物」かについては、合理的な判断基準（例：最も数量の多い貨物、最も価格の高い貨物等）であれば、任意の基準で「主たる貨物」を選択いただいて構いません。
- 問1-2と同様に、予備申告の時点でMSX業務により提出した運送先の一覧について、本申告時に変更があった場合には、修正した運送先の一覧をMSX業務により再提出していただく必要があります。ただし、「輸入申告番号」の末尾1桁（枝番号）が変更となっただけの場合には、MSX業務による再提出は不要です。

令和7年10月9日更新（下線部追記）

（問1-4）運送先が複数ある場合に提出する運送先の一覧は、所定の様式を使用しなければなりませんか。

- 運送先の一覧は、所定の様式を使用して提出してください。

【様式】輸入申告に係る運送先一覧表 [Excel形式]

税関様式C第5021号（和文用）、C第5022号（英文用）、C第5023号（英文用）

- 運送先は輸入申告項目の1つであり、運送先の一覧は輸入申告書の一部という位置付けになりますので、所定の様式を使用いただく必要があります。

（問１－５）輸入申告時点で、運送先が１か所に確定していないものの、複数の運送先のうちいずれかに運送することは決まっている場合、その運送先の候補を全て申告することとしても良いですか。

- 「運送先」は、輸入申告時点の貨物の運送契約に基づいて申告してください。
- 問の場合のほか、以下のように運送先が未定の場合には、運送先の識別を「N」としてください。
 - ・ 1以上の運送先に運送する場合で、運送先の候補はいくつかあるが、運送先が1か所も確定していない場合
 - ・ 1以上の運送先に運送する場合で、運送先が全て未定の場合
- 運送先が複数あり、そのうちの一部が確定しているが、一部は未定の場合には、確定している運送先に基づいて運送場所識別や運送先を入力してください。（別紙「運送先の組合せ」を参照ください）
- また、運送契約上、運送先が貨物を蔵置中の倉庫（輸入者の住所とは異なる場所）となっている場合は、運送先の識別を「T」とした上で、当該倉庫を運送先として入力してください。（運送場所識別コードは問１－３を参照ください）

令和7年6月13日更新、同年10月9日更新（下線部追記）

（問１－６）運送先の申告に当たっては、運送契約に関する書類を必ず提出する必要がありますか。

- 全ての輸入申告について、運送契約に関する書類をあらかじめ提出いただく必要はありませんが、税関が運送先を確認するために必要と認める場合には、当該書類を提出してください。また、税関が運送先を確認するために必要と認める場合において、税関に提出する運送契約に関する書類については、契約書だけでなく、指示書やメールなどで運送先を指示したもの（口頭による連絡などの場合はその旨をインボイス等に記載したもの）でも差し支えございません。
- なお、運送契約に関する書類については、関税法施行令第61条第1項柱書の「・・仕出人との間の取引についての書類その他税関長が・・輸入申告の内容を確認するために必要な書類」に該当しますので、貨物を業として輸入する場合は、同令第83条第3項及び第6項の規定により、当該貨物を輸入する者に保存義務がございます（保存期間：5年）。

令和6年12月13日追加

（問１－７）貨物の運送先と輸入者の住所が同じ場合においては、貨物の運送先を（別途）申告する必要はないとされています。この場合においても、貨物の運送先を共通部に入力して申告することはできますか。

- 輸入者の住所と貨物の運送先が同じ場合においても、運送場所識別欄にコード（C）

を入力した上で、貨物の運送先を共通部に入力して申告することができます。

(参考) NACCSにおいて、運送場所識別欄にコード(C)を入力した場合に、輸入者情報(住所・名称)の入力内容と貨物の運送先の入力内容が完全一致しないときは、エラーとなります。この完全一致については、スペースやカンマなどの位置も同じであることが必要となります。

令和6年12月13日追加

(問1-8) 運送先が複数ある場合において、共通部に入力する主たる貨物の運送先1か所について、所定の様式により提出する運送先の一覧にも(重複して)記載することはできますか。

- 運送先が複数ある場合において、共通部に入力する主たる貨物の運送先1か所については、所定の様式により提出する運送先の一覧に(重複して)記載しても、運送先の一覧に記載しなくても、いずれでも差し支えありません。

令和7年10月9日追加

(問1-9) 運送場所識別「M」として輸入申告を行い、審査区分として「1」(簡易審査扱い)が付与された場合であれば運送先の一覧のみ提出が必要となるが、輸出入申告等控及び輸出入許可通知書等の「区分」欄の末尾に何か表示されますか。

- 輸入申告等控及び輸入許可等通知書の「区分」欄の末尾に「書類提出要コード」の「Y」が表示されますので参考にしてください。
- 税関に提出する書類として運送先の一覧のみが必要で、運送先の一覧以外の書類を提出する必要がない場合には、税関には運送先の一覧のみを提出してください。この場合には、運送先の一覧以外の通関関係書類の提出は必要ありませんので、税関へ提出する必要のない書類についてはその提出をお控えください。

令和7年10月9日追加

(問1-10) 貨物を業として輸入する者が税関に提出した運送先の一覧は、保存しておく必要がありますか。

- 運送先が複数ある場合に提出する運送先の一覧(税関様式C第5021号(和文用)、C第5022号(英文用)、C第5023号(英文用))は、輸入の許可書の一部を構成するものには該当しません。従いまして、輸入者は、運送先の一覧を保存する必要はありません。(関税法施行令第83条5項、6項)

(問1-11) 通関業法第22条の規定に基づき通関業者が輸入申告書の写しを保存する場合において、輸入申告の際に提出した運送先の一覧は、保存しておく必要がありますか。

- 通関業者が、通関業法第22条の規定に基づき輸入申告書の写しを保存する場合には、運送先が複数ある場合に提出する運送先の一覧（税関様式C第5021号（和文用）、C第5022号（英文用）、C第5023号（英文用））の保存は省略して差し支えありません。なお、通関業者が輸入申告書の写しに準ずる書類として輸入の許可書の写しを保存するときも、運送先の一覧を保存する必要はありません。

2. 通信販売貨物に該当するか否か

(問2-1) 「通信販売貨物に該当するか否か」については、どのように申告すれば良いですか。

- 輸入しようとする貨物の類型について、(1)通信販売貨物／(2)FS利用貨物／(3)その他の貨物のいずれかを選択して申告してください。

(問2-2) 「通信販売貨物」とは具体的にどういう貨物ですか。個人が購入する貨物に限られますか。

- 「通信販売貨物」は、インターネット通販サイトを通じて購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物をいいます。
- 「通信販売貨物」は、購入された後に外国から日本国内に宛てて発送された貨物であるため、外国から日本への運送中や日本到着後に売買契約が締結される貨物（FS利用貨物等）は、該当しません。
- 個人が購入する場合に限らず、法人が購入する場合も「通信販売貨物」になります。
- なお、通信販売貨物であるかどうかと、関税定率法第4条の6第2項に規定する個人使用貨物の課税価格決定の特例（いわゆる0.6掛け）の適用対象であるかどうかは、直接関係しません。

(問2-3) 「FS」や「FS利用貨物」とは何ですか。通信販売貨物とは異なりますか。

- 「FS」はフルフィルメントサービスの略で、ECプラットフォーム事業者（インターネット上で商取引の場を提供する事業者）等が提供する、購入者の注文受付から配送完了までの一連の業務全般（受注、倉庫保管、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を代行するサービスをいいます。
- 「FS利用貨物」とは、輸入申告時点で売買契約が成立しておらず、FSを利用して国内で販売することを予定して輸入される貨物をいいます。

- 「通信販売貨物」は、インターネット通販サイトを通じて購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物をいいます。

「通信販売貨物」と「F S利用貨物」のいずれも、消費者がインターネット上で購入するという点においては同じですが、輸入申告時点において、「通信販売貨物」は海外の販売者と国内の消費者との間で売買契約が成立しているのに対し、「F S利用貨物」は成立していないという違いがあります。

(問2-4) 通信販売により輸入した後で、F Sを利用して国内販売される貨物は、輸入申告に際して「通信販売貨物」と「F S利用貨物」のいずれとして申告すれば良いですか。

- 通信販売により購入されて（売買契約が成立して）外国から日本国内に宛てて発送された貨物が、日本国内に引き取られた後にF Sを利用して更に国内で販売されることが予定される場合は、売買契約の成立後に輸入されているため「F S利用貨物」ではなく、「通信販売貨物」として申告してください。

(問2-5) 「F S利用貨物」と「その他の貨物」の違いは何ですか。

- 「F S利用貨物」とは、輸入申告時点で売買契約が成立しておらず、F Sを利用して国内で販売することを予定して輸入される貨物をいいます。
- 「その他の貨物」とは、輸入貨物のうち、通信販売貨物にもF S利用貨物にも該当しないものをいいます。主なものとして、従来の商業貨物（B to B貨物）、個人間の貨物（C to C貨物）等が考えられます。
- ① 輸入申告時点で売買契約が成立している貨物のうち「通信販売貨物」でないもの
② 輸入申告時点で売買契約が成立していないが、F Sを利用する予定がなく、実店舗や自社のホームページを通じて販売・発送する貨物は、「F S利用貨物」ではなく、「その他の貨物」になります。
- また、輸入後に自社倉庫に運送・保管しておき、国内販売する際に通販プラットフォームを通じて販売するが、F Sを利用せずに購入者に発送する予定の貨物は、「F S利用貨物」ではなく、「その他の貨物」になります。

3. プラットフォームの名称等

(問3-1) 「プラットフォーム」とは、いわゆる通販サイトのことですか。

- 通信販売貨物を輸入しようとする場合には、その通信販売において利用されたプラットフォームの名称等を申告してください。
- 「プラットフォーム」には、出品・出店型プラットフォーム（いわゆる通販サイト）のほか、自社販売サイト（自社のホームページで販売する場合等）も含まれます。

・出品・出店型プラットフォーム：プラットフォーム運営事業者以外の者である販売者が利用する場（いわゆる通信販売サイト）。出品型（マーケットプレイス型）か出店型（モール・テナント

型) かを問いません。

- ・ 自社販売サイト：サイト運営者と販売者が同一である場。自社のホームページで商品を販売する場合等。

令和7年6月13日更新、同年10月9日更新（4段落目を更新、5段落目を追加）

（問3-2）NACCSでは「プラットフォームの名称等」をどのように申告すれば良いですか。

- NACCSでは、プラットフォームごとに6桁のコードを設定します。基本的に、当該コードを入力すればプラットフォームの名称等が自動で補完されることとなります。
- 申告するプラットフォームについてコードが未設定の場合は、バスケットのコード（末尾3桁が「ZZZ」のもの）を入力した上で、「プラットフォームの名称等」を入力してください。
- なお、「プラットフォームの名称等」は通信販売貨物について必須項目となっていますが、FS利用貨物については、国内でFS利用貨物を販売するために利用予定の「プラットフォームの名称」につき任意項目としての申告をお願いします。
- 各プラットフォームのコードについては、NACCS掲示板（業務コード集ー共通ーG-36）に掲載されています。
- また、NACCS掲示板業務コード集に掲載がないプラットフォームのコードについては、税関HPの専用ページ（[プラットフォーム等コード申請手続：税関 Japan Customs](#)）にて新規申請を受け付けています。
継続的に利用するプラットフォームにコードが付与されていない場合には、新規申請をご検討ください。

令和6年12月13日追加

（問3-3）プラットフォームのコードは、どのような体系のコードですか。

- プラットフォームごとに、英数字6桁のコードを設定します。コード体系は、以下を予定しています。
 - 1桁目：出品・出店型プラットフォーム（いわゆる通販サイト）の場合、「P」
自社販売サイトの場合、「J」
 - 2・3桁目：プラットフォームに関する国コード（「JP」「US」「CN」等）
 - 4～6桁目：連番3桁（「001」～）
- （例）アメリカの出品・出店型プラットフォームの場合、「PUS001」
中国の自社販売サイトの場合、「JCN001」
- コードの使用状況によっては、英数字6桁の範囲内で、上記と異なるコード設定を行

う可能性がありますので、ご注意ください（1桁目に「P」「J」以外の英字を使用する、4～6桁目に英字を使用する等）。

（問3-4）プラットフォームの「名称等」とは何ですか。

- 申告するプラットフォームについてコードが未設定の場合は、バスケットのコード（末尾3桁が「ZZZ」のもの）を入力した上で、「プラットフォームの名称等」を入力してください。

【輸入貨物を購入したプラットフォームが(a)出品・出店型プラットフォームであることが明らかな場合】

- 「プラットフォームの名称等」として、基本的に、通信販売において利用されたウェブサイト（購入ボタンを押したページ）上に表示される名称を申告してください。当該名称は、下記①のほか、②であっても構いません。

①ウェブサイトの利用規約等で定める正式名称

②ウェブサイトの購入ページに表示される（正式名称と一致しない）呼称

【輸入貨物を購入したプラットフォームが(b)自社販売サイトであることが明らかな場合】
又は

【輸入貨物を購入したプラットフォームが(a)出品・出店型プラットフォームなのか(b)自社販売サイトなのか明らかでない場合】

- 「プラットフォームの名称等」として、通信販売において利用されたウェブサイト（購入ボタンを押したページ）上に表示される名称（下記①若しくは②）か、又は、下記③若しくは④のいずれかを申告してください。

①ウェブサイトの利用規約等で定める正式名称

②ウェブサイトの購入ページに表示される（正式名称と一致しない）呼称

③ウェブサイトの運営事業者の氏名又は名称

④貨物の販売者の氏名又は名称

（問3-5）複数のプラットフォームに係る貨物を取りまとめて輸入申告する場合、「プラットフォームの名称等」はどのように申告すれば良いですか。

- 「通信販売貨物」は、販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送された貨物をいいます。
- 質問のような場合の仕出人は、購入者側の委託を受けて貨物を取りまとめ、日本に運送するものと考えられるため、当該貨物は「通信販売貨物」に該当せず、「プラットフォームの名称等」を申告する必要はありません。

4. その他

令和7年6月13日追加

(問4-1) 令和7年10月12日に追加される輸入申告項目である「運送先」、「通信販売貨物に該当するか否か」及び「プラットフォームの名称等」について、輸入申告の際に記載を省略できる申告書は何ですか。

- 次の通達に基づく様式名及び様式番号に該当する申告書による輸入申告の際には、令和7年10月12日に追加される輸入申告項目である「運送先」、「通信販売貨物に該当するか否か」及び「プラットフォームの名称等」の記載を省略することができます。

1. 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）に基づく申告書

様式名	様式番号
・輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告書	C-5220
・輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書	C-5340
・携帯品・別送品申告書	C-5360
・乗組員携帯品申告書	C-5370
・不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告書	C-5375
・輸入（納税）申告書（少額個人通関用）	C-5450
一時輸出入のための通関手続書類	T-1345
・輸入（納税）申告書（免許明細書兼用）	
・再輸入（納税）申告書	
・輸入（納税）申告書（関税（内国消費税兼用）・納期限延長（個別）申請書兼用）	P-9610
・免税物品輸出入申告書（USFJ 380）	F-1040
・軍納物品輸出入申告書（USFJ 381）	F-1050
・輸入（譲受）申告書	F-1250
・免税物品輸入申告書	F-4010
・積卸コンテナ一覧表（コンテナリスト）	A-1000

2. 個別通達に基づく申告書

個別通達・様式名	様式番号
ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について（昭和46年8月21日蔵関第1640号） ・バージ輸出入（納税）申告書（再輸出免税明細書兼用）	別紙
海上小口貨物に係る簡易通関について（令和6年6月11日財関第587号） ・輸入（納税）申告書（海上簡易通関（災害時等）用）	別紙様式3
国際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関手続について（昭和46年4月28日蔵関第849号）	

・自動車一時輸出入申告書	別紙様式 1
税関検査場電子申告ゲートを使用して行う税関業務の取扱いについて (平成 31 年 3 月 30 日財関第 439 号)	
・携帯品・別送品申告書	別紙様式
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入 通関手続等について (平成 13 年 10 月 5 日財関第 810 号)	
・救援物資等輸出入申告書	別紙様式

令和 7 年 10 月 9 日追加

(問 4-2) NACCS 更改前 (第 6 次 NACCS) に BP 申請をして承認までされました。更改後 (第 7 次 NACCS)、IBP を行う場合等で申告変更を行うときはどうすれば良いですか。

- 更改後、IBP を行う場合等で申告変更を行うときは、国内運送先などの新規申告項目に入力がないことによりエラーとなります。
- IBP を行う場合等で申告変更を行うときは、輸入申告事項登録変更 (IDA01) で新規申告項目を入力して輸入申告変更 (IDE) を行う必要があります。このとき、「運送場所識別」に「N」を、「通販貨物等識別」に「3」を入力してください。なお、更改前に検査等で許可保留であった場合に更改後に申告変更を行う際も同様となります。

令和 7 年 10 月 9 日追加

(問 4-3) NACCS 更改前に予備申告を行いました。更改後、本申告を行う場合にはどうすれば良いですか。

- 更改後、国内運送先などの新規申告項目に入力がないことによりエラーとなります。本申告手動起動の他、貨物搬入時に本申告自動起動でも同じ理由でエラーとなります。
- 本申告前に、輸入申告事項登録変更 (IDA01) で新規申告項目を入力して輸入申告 (IDC (申告条件: H)) で本申告を行ってください。